



Title	証券市場の制度的インフラストラクチャー：約定後 経済行為の機能分析
Author(s)	福本, あおい
Citation	大阪大学, 1999, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/41307
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていない ため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利 用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文につい てをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	ふくもと あおい 福 本 あおい
博士の専攻分野の名称	博 士 (国際公共政策)
学 位 記 番 号	第 1 4 7 7 1 号
学 位 授 与 年 月 日	平成11年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当 国際公共政策研究科比較公共政策専攻
学 位 論 文 名	証券市場の制度的インフラストラクチャー ——約定後経済行為の機能分析——
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 林 敏彦 (副査) 教 授 二上季代司 教 授 橋本 介三 助教授 Colin Mc Kenzie

論 文 内 容 の 要 旨

証券売買においては、証券の売り手側の希望する銘柄、価格と数量、買い手側の希望する銘柄、価格と数量が一致すると約定となる。約定された取引は、履行されて初めて完了する。売買取引を約定したとしても、それが履行されなければ、取引は完了しない。従来、履行は、約定されれば当然に行われるプロセスと認識されてきた。

しかし、証券売買が約定されたとしても、証券会社が売買の対象となった証券を引き渡すことができない、購入した証券の代金を支払うことができない等の事態が発生する可能性があり、履行は、必ずしも保証されるプロセスではない。また、投資者がどの市場を利用するのかを選択する場合、履行を含めた売買約定後の経済的行為が安全に、効率的に行われる市場を選択することが考えられる。この場合、売買約定後の経済的行為の効率性、安全性が市場間競争の一要因となる。このように、履行を代表とする売買約定後に行われる経済的行為は取引の重要な一部分である。本論文は、分析の対象として、その売買約定後の経済的行為を取り上げる。

本論文では、分析の手段として、機能分析を採用する。機能分析に対するものとして、機関分析があげられる。機関分析は誰が業務を行うか、制度の担当者は誰であるかに重点を置いた分析方法であるのに対し、機能分析は、何を行うか、行われている行為の機能に着眼した分析方法である。機能分析のメリットとしては、各国の制度を比較することができること、時間の影響を受けることが少ないことがあげられる。

そして、最終的には、機能分析によって、どのような機能が私的機能であり、どの機能が公的な機能であるを検証する。私的な機能は、その機能を競争に委ねた方が、効率的に発揮できる機能である。一方、公的な機能は、規模の利益を考慮し、公的な機関を設けて機能を発揮することが効率的と判断される機能である。いかなる機能が公的機能であるかを明らかにすることは、今後の日本における売買約定後制度の構築に寄与するものと考えられる。また、いかなる機能が私的機能であるかを明らかにすることは、新たなビジネスチャンスの開拓に寄与することであろう。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、これまでほとんど学問的研究の対象とされてこなかった証券取引の一連の約定後経済行為について、日米の比較分析も取り入れた厳密な制度的理論的分析を行い、それに基づいて従来のわが国の法制度的枠組みとは異なる

る方向への制度改革を提言しようとするものである。

本論文が注目するのは、証券取引において売買約定がなされた後のいわゆるバックオフィス機能と呼ばれる一連の経済行為である。筆者はそれを独自の基準に基づいて証券管理機能、権利移転機能、権利実現機能、代金移転機能、および安全保障機能に分類し、それぞれの機能がどのような法制度によって担保され、どのような主体によってなわれているかについて綿密な日米比較分析を行う。その結果、わが国における現行の制度が、機能そのものよりも機能の担い手に課される規制として設計されているのに対して、著者はより合理的な制度として機能別の法規制のあり方を提言する。

提案される制度の設計について、一部考察が不十分な点は見られるものの、本論文は、問題の重要性に比較して研究蓄積が少ないこの分野に対して、重要な学問的、政策的貢献をなすものと高く評価することができよう。

よって本論文は博士（国際公共政策）に十分値するものと判断される。